

## ○八千代市スポーツ活動奨励金交付要領

制定 令和8年3月23日

### (目的)

第1条 この要領は、スポーツ活動において国際的な大会へ出場する等の顕著な成果を挙げた者に対し八千代市スポーツ活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することで、市が当該成果者を称えとともに、本市におけるスポーツ活動の推進を図ることを目的とする。

### (対象者及び対象団体)

第2条 奨励金は、次条に規定するいずれかの大会に出場する個人又は団体であって、出場する競技の実施日（1つの大会において競技が複数回行われる場合にあつては、最初に出場することとなる競技の実施日）において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものに交付するものとする。

- (1) 本市に住所を有しており、かつ、居住している者
- (2) 市内に所在する事務所等に属するクラブその他の団体（市外に居住する者のみで構成されているものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付する必要があると認める者

### (対象となる大会)

第3条 奨励金の交付の対象となる大会は、次の各号に掲げるもの（予選会、選考会等を経て選抜された個人又は団体を対象として行われるものに限る。）とする。

- (1) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会その他国際的な規模で行われる大会であつて市長が別に定めるもの
- (2) 日本選手権大会その他全国的な規模で行われる大会であつて市長が別に定めるもの
- (3) 関東大会その他の一定規模以上の地域において行われる大会（前号を除く。）であつて市長が別に定めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付する必要があると認め

るもの

(この要領における大会の単位等基準)

第4条 この要領に抛り奨励金の対象となる大会に関し、出場が複数回想定されている等に関するものについては、次に掲げる基準等に基づき、1つの大会とみなす。

- (1) リーグ戦等の最終的な順位を決定するために試合が複数回設定されているものについては、年度等で予定されている試合全てをもって1つの大会とみなす。
- (2) ワールドカップにおける予選ラウンド等の本選と一体となして1つの大会とみてとれるものについては、予選ラウンドから決勝戦までをもって1つの大会とみなす。
- (3) 1つのシーズンにおいて複数回出場し各出場における得点等を合算して年間の順位等を決するものについては、当該シーズンに予定されている試合等全てをもって1つの大会とみなす。
- (4) 年間において指定されている各大会に出場し、その成績に応じて年間の最終大会への出場が認められるものについては、指定の各大会及び最終大会をもって1つの大会とみなす。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その大会の開催趣旨、目的等を勘案して市長が別に定めるものとする。

2 前項のほか、この要領に基づき奨励金の対象となる大会に関する基準については、別に定めることができる。

(適用除外)

第5条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体については、この奨励金の対象としない。

- (1) プロ契約（所属団体等との間でスポーツ選手としての報酬、処遇等を定める契約をいう。）に基づき活動する者及びスポーツのプロリーグに所属する団体
- (2) この要領に基づく奨励金に先立ち、既に大会の出場に関する激励等の名目で本市から金銭の交付を受けた者

2 第3条の規定にかかわらず、次の各号に該当する大会については、この奨

励金の対象としない。

- (1) 全国障害者スポーツ大会，全国健康福祉祭その他の親睦又は交流を主たる目的とするもの
- (2) 政治団体若しくは宗教団体又はこれらに準ずる団体が主催し，又は後援するもの
- (3) 次に掲げる規程に基づきそれぞれ本市における補助の対象となる大会
  - ア 八千代市立学校各種大会派遣事業補助金交付要綱（平成24年八千代市告示第115号）
  - イ 八千代市全国高等学校総合体育大会等出場補助金交付要領（平成26年4月1日施行）

（奨励金の額）

第6条 奨励金の額は，出場した大会に応じ，次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に規定する大会
  - ア 個人競技に出場した者又は団体の構成員として団体競技，団体戦等に出場した者 1人につき30,000円
  - イ 団体競技，団体戦等に出場した団体 当該出場した団体を構成する者（競技の実施日において当該競技に選手として出場する機会のない者を除く。）であって第2条第1号の要件を満たす者及び同条第3号の市長が奨励金を交付する必要があると認める者の合計人数に30,000円を乗じて得た額（その額が300,000円を超える場合は，300,000円）
- (2) 第3条第2号に規定する大会
  - ア 個人競技に出場した者又は団体の構成員として団体競技，団体戦等に出場した者 1人につき10,000円
  - イ 団体競技，団体戦等に出場した団体 当該出場した団体を構成する者（競技の実施日において当該競技に選手として出場する機会のない者を除く。）であって第2条第1号の要件を満たす者及び同条第3号の市長が奨励金を交付する必要があると認める者の合計人数に10,000円を乗じて得た額（その額が100,000円を超える場合は，100,000円）

(3) 第3条第3号に規定する大会

ア 個人競技に出場した者又は団体の構成員として団体競技、団体戦等に出場した者 1人につき5,000円

イ 団体競技、団体戦等に出場した団体 当該出場した団体を構成する者（競技の実施日において当該競技に選手として出場する機会のない者を除く。）であって第2条第1号の要件を満たす者及び同条第3号の市長が奨励金を交付する必要があると認める者の合計人数に5,000円を乗じて得た額（その額が50,000円を超える場合は、50,000円）

(4) 第3条第4号に規定する大会 市長が別に定める額

- 2 同一の大会において複数種目の競技に出場した者がある場合は、1つの大会に出場したものとみなして奨励金の額を決定するものとする。
- 3 第3条第3号に規定する大会に出場した者がその成績等を理由として同条第2号に規定する大会へ進出した場合については、第1項第2号に規定する額の奨励金を交付する。
- 4 同一の大会において個人競技と団体競技（個人競技における団体戦を含む。）に出場した者がある場合は、当該出場者については重複して奨励金を交付しないよう奨励金の額を決定するものとする。
- 5 同一年度において第3条各号に規定する大会に複数回出場した者に対する奨励金の交付は、当該同一年度につき、1回までとする。この場合において、複数年度にわたり開催される同一の大会については、最後に出場した日の属する年度をもって同一年度の有無を勘案するものとする。

（申請等）

第7条 奨励金の交付を受けようとする者が八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）第3条第1項の申請及び規則第12条第1項の実績報告を行うときは、八千代市スポーツ活動奨励金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 大会の要項及び当該大会に出場したことが分かる書類の写し
- (2) 予選会、選考会等を経て大会に出場した者であることが分かる書類の写

し

- (3) 市内に居住していることが分かる書類の写し
- (4) 八千代市スポーツ活動奨励金団体出場者名簿（第2号様式）（申請者が団体である場合に限る。）
- (5) 委任状（振込先の口座名義が申請者と異なる場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、出場する大会の開催日（当該大会が複数日にわたり開催された場合は、その最終日）の翌日から3か月を経過する日までに行わなければならない。

（交付の可否の通知及び奨励金の交付）

第8条 規則第6条の規定による奨励金の交付の可否の通知は、八千代市スポーツ活動奨励金交付決定（却下）通知書（第3号様式）により行うものとする。

2 奨励金の交付は、前条第1項の規定による申請の際に指定された振込先に振り込むことにより行うものとする。

（確定通知書）

第9条 規則第13条の規定による交付すべき奨励金の額の通知は、八千代市スポーツ活動奨励金交付額確定通知書（第4号様式）によるものとする。

（返還）

第10条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 出場者の不正行為の発覚等により失格となった場合であって、市長が奨励金を交付することが適当でないと認めるとき。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。